

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－26 (30.11.14)	商工労働	外国人技能実習生制度をはじめとした、外国人雇用の労働実態の適正化に係る意見書の提出について ▶陳情理由 国内の製造業や農業、漁業といったさまざまな現場を支える「外国人技能実習生」。およそ23万人が日本で働いているが、違法な長時間労働や、法律で定められた最低賃金を大幅に下回る条件で雇用されているケースが問題になっている。かつて放送された、ガイアの夜明け「追跡！絶望職場の担い手たち」という番組でも、インターネット上で大きな反響を生んでいた。 「外国人技能実習制度」では、海外にある「送り出し機関」と、日本側の「監理団体」と呼ばれる組織が連携して現地の人を研修し、日本へと派遣している。監理団体の大切な役割は、海外からやってきた実習生を受け入れている企業が、違法な長時間労働をさせていないか、最低賃金を下回る不法な条件で働かせていないか、といったことをチェックすること。国内にはおよそ2,000の監理団体があるが、その“チェック機能”の役割を果たせていないところが少なくないという。あまりの労働環境の悪さに、実習生が「夜逃げ」してしまうケースも。 日本で働く外国人労働者は2017年10月末時点で127万人。5年前は68万人で、ほぼ2倍弱に増えた。全就業者に占める割合は2%だが、コンビニエンスストアや工場で働く外国人を見かけることが多くなった。国籍別では中国が37万人と全体の3割を占めトップである。働く業種は製造業から小売り、飲食まで幅広い。技能実習生が多い24万人のベトナム、15万人のフィリピン、12万人のブラジルと続く。5年前と比べると、ベトナムが9倍と伸び率が最も大きい。在留資格別でみると、永住者や日本人の妻といった「身分に基づく在留資格」が最も多い。次いで多いのが「資格外活動」（主に留学生アルバイト）で来日する留学生だ。就労が主目的ではないが、飲食店やコンビニエンスストアでアルバイトとして働くケースが多い。	個人 (倉吉市)	不採択 (30.12.19) 本会議(30.12.19)委員長報告 会議録暫定版 今月8日に改正出入国管理法が成立し、付随する政省令等における詳細な制度設計や適切な運用について国の責任において検討検討しているところであります。 また、新たな在留資格制度の創設に伴い、県でも今後適切な技能実習の実施や新たな就労制度の周知徹底、外国人労働者定着に必要な受入環境整備、相談窓口の設置、日本語学習の環境整備等について、今年7月に要望を行い、さらに、外国人材の賃金水準の確保、管理団体等への適切な指導監督等を追加して、今月14日にも重ねて必要な要望を国に対し行ったところであることから、不採択と決定しました。

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		外国人労働者が急増してきた背景には深刻な人手不足がある。2018年9月の有効求人倍率をみると、建設や介護は4倍を超える。 一方、課題は、受け入れ環境の整備である。2017年には7,000人の技能実習生が失踪したそう。厚生労働省が調査した事業所の7割では、違法残業や賃金未払いなどの法令違反があったそうである。 ついては、次のとおり要請する。 労働基準法が、憲法第25条における健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を、労働・収入面で規定し、その安定を図ることで、国民・日本在住の外国人の生命をまもるものであることを考えれば、その雇用条件や労働基準法の遵守が必要であることはいうまでもない。 他方、厚生労働省調査においても、外国人労働に係る違法残業や賃金未払いなど、法令違反が多発していることを踏まえ、国においても、事業所に対する監督強化や、外国人に対しても労働基準法が適用され、それを事業所が守らなければならない旨の周知が必要である。 また、あわせて、外国人就労者は、言語等において、日本において不利な就労を強いられる。社会的弱者を守るのが、本来行政に課せられた使命であるところ、外国人就労者に対する相談窓口の強化や、ガイドブック等による労働者への啓発等を、貴議会として、国に対し、地方自治法第99条に基づき意見書の提出をお願いしたい。 ▶陳情事項 外国人労働に係る違法残業や賃金未払いなど法令違反が多発していることを踏まえ、国において、事業者に対する監督強化や労働基準法の周知徹底、外国人就労者に対する相談窓口の強化、ガイドブック等による労働者への啓発等がなされるべきことについて、鳥取県議会から国に対し、地方自治法第99条に基づく意見書を提出すること。		

農林水産商工常任委員会・陳情